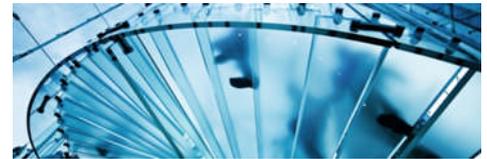


## 平成26年特許法改正により創設される特許異議の申立て制度

平成26年特許法改正により創設される特許異議の申立て制度等を含む特許法等の一部を改正する法律（平成26年法律第36号）の施行期日を定める政令が閣議決定されました。これにより、平成27年（2015年）4月1日以降に特許掲載広報が発行された特許は、特許異議の申立ての対象となります。



### 特許異議の申立て制度と旧制度との差異

平成26年特許法改正により創設される特許異議の申立て制度でも、何人も、特許掲載公報発行の日から6カ月以内に限り、特許異議申立てをすることができ（113条柱書）、特許異議申立て理由が冒認出願や共同出願違反などを除く公益的事由に限られるという点は、従前の特許付与後異議申立て制度と同じです（113条）。

平成26年特許法改正により創設される特許異議の申立て制度では、従前の特許付与後異議申立て制度における問題点を鑑み、いくつかの変更が加えられております。主な変更点は、次のとおりです。

#### ●申立書の要旨変更が可能な期間を短縮（115条）

審理の効率化を図る目的で、申立書の要旨変更を認める期間が、旧制度と比較し短縮されています。

旧制度では、6カ月の申立期間が経過するまで、申立理由や証拠などについて申立の要旨の変更が可能でしたが、新制度では、申立期間の経過前に審判官の合議体が特許権者に取消理由

を通知した場合、それ以降は申立の要旨を変更することができなくなりました。従いまして、異議申立てをするに際しては、採用する証拠や理由について十分に調査・検討しておく必要があります。

#### ●全件書面審理（118条1項）

新制度では全件書面審理とし、特許異議に係る当事者性を無効審判よりも一層低いものとして、異議申立人にとってより利用しやすい制度となりました。

#### ●異議申立人への意見提出機会の付与（120条の5）

旧制度では、異議申立人に意見提出が認められなかったことへの不満が大きかったということ踏まえ、特許権者から特許請求の範囲の訂正の請求があったときは、異議申立人に対し意見書の提出が認められることとされました。

## 特許異議の申立て制度の概要

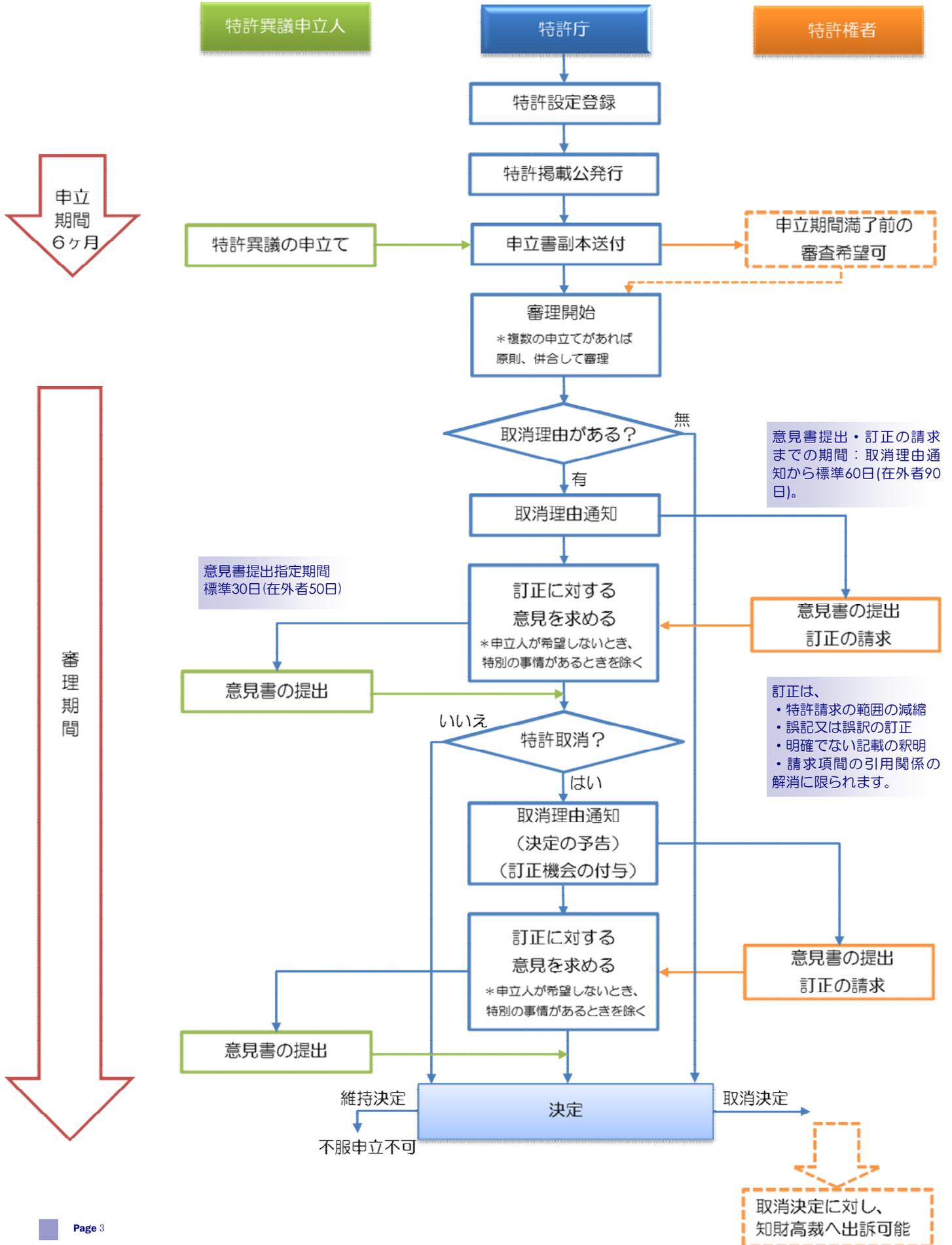
申立書には、以下の内容を記載します。

- ・ 申立人及び代理人の氏名(又は名称)及び住所(又は居所)
- ・ 特許の表示(特許番号、請求項)
- ・ 申立ての理由及び必要な証拠の表示

異議の申立てでは、申立人は特許権者による訂正請求があった場合のみ意見書の提出が可能です。

申立期間	特許掲載公報発行の日から6か月以内
申立人適格	何人も(匿名不可)
申立理由	公益的事由(新規性・進歩性欠如、サポート・実施可能要件違反、新規事項追加補正、ダブルパテント違反、非発明、外国人の権利享有違反、条約違反等)
審理構造	審判官合議体による書面審理
申立単位	請求項ごと
職権審理	申し立てない理由についても審理可能
権利者の手続関与	取消理由通知がされた場合に意見書の提出・訂正請求可
申立人の手続関与	特許権者より訂正請求がなされた場合に意見書の提出可
複数の申立てがある場合の手続	原則として審理を併合
申立の取り下げ	取消理由通知後は取り下げ不可
一事不再理	適用なし
料金	特許無効審判よりも低廉
不服申立て	取消決定に対してのみ知財高裁に出訴可

特許異議の申立てフロー



異議の申立てでは、特許権者側への参加のみ可能です。

外国語書面出願の場合の翻訳文新規事項の追加、別発明への変更補正、明細書等の記載不備、発明の単一性に違反する場合は、異議理由ではありません。

### 特許異議の申立てと特許無効審判との比較

	特許異議の申立て	特許無効審判制度
趣旨制度	権利設定後の早期の権利の見直し	当事者間の紛争解決
申立て・請求の期間	特許掲載公報発行の日から6か月以内	設定登録後いつでも
申立人・請求人	何人も	利害関係人
申立理由・無効理由	公益的事由のみ	公益的事由、権利帰属に関する事由、後発的無効理由・訂正違反
審理主体	審判官合議体	審判官合議体
審理方式	全件書面審理	原則口頭審理
申立人（請求人）の手續関与	特許権者による訂正がなされた場合に意見書の提出可	全面的に手續に関与
料金	16,500円に1請求項ごとに2,400円を加えた額	49,500円に1請求項ごとに5,500円を加えた額
出訴	取消決定を受けた特許権者のみ知財高裁に出訴可	請求人、特許権者のいずれも知財高裁に出訴可